

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

A

設問1

1. Eによる本件別訴は、本件訴訟係属中に行われていることから、重複起訴の禁止(~~142条~~民事訴訟法142条、以下法令を省略)に抵触するかどうか検討する。

2. ~~まず~~、重複起訴を禁止している142条の趣旨は、①被告の応訴の手間を省くこと、②訴訟不経済を防止すること、③既判力の範囲抵触を防止することにある。

そして、本訴と別訴が142条に抵触するかどうかは、

①当事者の同一性と②審判対象(訴訟物)の同一性をみて判断する。

3. (1) 本件についてみると、まず、要件①については、本訴の当事者はXとY、別訴の当事者もXとYということ、同一であるといえる(①充足)。

(2) 次に、要件②についてみる。本訴の訴訟物は

「Xに甲土地の所有権が存在すること」であり、

別訴の訴訟物は、「^Y所有権に基づく甲土地明渡請求権」である。形式的にみると、両者は別個の訴訟物であるといえるのである。

もっとも、別訴の場合、反訴とは異なり、~~別~~

本訴と異なる裁判体で審理が行われることになるから、本訴と別訴として異なる内容の判断が

判決が下される可能性がある。例えば、本訴で原告Xの請求が認容され、後訴で原告Yの請求が認容された場合が考えられる。この場合、

前訴本訴の既判力は「甲土地の所有権がXに存在すること」~~に~~に生じるのに対し、後訴の既判力は、

「Yの所有権に基づく甲土地明渡請求権が存在すること」

1 ページ

裏面へ

に生じるが、本訴では~~甲~~ 甲土地の所有権を X に認め、
別訴では 甲土地の所有権を Y に認めていることになる。
これは、142条の~~趣旨~~の一つである既判力の矛盾抵触
の防止 (③) に反することになる。したがって、審判
5 対象は実質的に同一であると考えべきである (④ 充足)。

4. 以上より、本件本訴と別訴は、当事者及び審判
対象の同一性が認められ、重複起訴にあたると
いえる。よって、142条に反し、本件別訴を
提起することは許されない。

10 設問 2

~~上による後訴提起は、本件訴訟終了後に行われて~~
~~いるため、前訴判決の既判力に矛盾抵触する。~~

1. 本件訴訟(前訴)終了後、この前訴判決の
既判力から後訴にどのように作用するか検討する。

15 2. まず、既判力は、~~本判決~~「主文に包含するもの」
だけに生じる (114条1項)。

~~本件前訴判決の既判力は、Xに甲土地の~~
~~所有権が存在すること、又は存在しないことに反する。~~

20 として、後訴訴訟物が前訴~~の~~既判力が生じた
部分と同一、先決、矛盾の関係にあれば、前訴
判決の既判力が後訴に作用するといえる。

3. 本件についてみると、まず、前訴判決の既判力は、
甲土地の所有権が X に~~存在すること、又は~~存在
しないことに反する。

25 後訴の訴訟物は、Yの所有権に基づき甲土地、
明渡請求権であり、その請求原因は、Yに所有権
があることと、Xが甲土地を占有していることである。

30 前訴において、甲土地の所有権が X に存在しない
ことが確定したからといって、直ちに Y にその所有権
があることをはいえない。そのため、前訴既判力は

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

後訴訴訟物と同一、先決、矛盾関係にあるとはいえない。

4. よて、前訴既判力は、後訴に作用しない。

以上

全件に通じ、非常に重要な点です。

時間的・内容的な関係がある。既判力の定義から

必ずしも必要ではないが、この場合は、(1) 同一の争点である。

その争点の重複が認められる点も考えられます。

弁護士 鷹合宣宗

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。